

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス大牟田株式会社から令和3年3月26日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号：九運公第3号

事案番号：福2廃13（西鉄バス大牟田株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和3年6月28日（月）15時00分から

福岡合同庁舎新館10階 九州運輸局

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】

福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 課長 相良 宏

※書面により陳述

【大牟田市】

大牟田市 都市整備部 国県道路・地域交通対策課 課長 原田 耕治

※書面により陳述

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス大牟田株式会社）との協議内容

- ・ 令和3年3月26日付で西鉄バス大牟田株式会社から、県バス対策協議会長宛に上官線（新勝立四丁目～勝立間）の廃止の申出書が提出された。県バス対策協議会は、速やかに関係者（関係自治体・福岡運輸支局）に通知するとともに、6月28日現在、書面にて県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催中である。
なお、沿線自治体である大牟田市からは「当該区間は利用人数が少なく、いったんは関係市である大牟田市との協議により減便を行うことで運行継続を試みていたものの運行事業者の収支改善につながらず、また将来にわたって利用人数の増加が見込めないことから廃止はやむを得ないものとする」と聞いている。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 特段の意見なし。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 大牟田市からは新たな交通手段を導入するための実証実験を10月1日より実施予定と聞いている。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- ・ 大牟田市の意向を尊重する。

【大牟田市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス大牟田株式会社）との協議内容

（事前協議）

- ・ 2月22日に西鉄バス大牟田株式会社より、上官線（21番系統）の廃止に関する事前説明を受ける。上官線（21番系統）は、大牟田駅と勝立の旧帝京大学を結ぶ路線で、ひばりヶ丘団地や市営東谷住宅の住民の交通手段となっており、年間約29,000人が利用しており、年々利用者は減少している。令和2年度に運転手不足解消のため、便数を8便から4便に減便し運行を継続した経過がある。勝立バス停までは、上官線（25番系統）のバス停と重複しており、上官線（25番系統）のバス停と重複していない、上官線（21番系統）の廃止予定のバス停5箇所（ひばりヶ丘団地前、東谷、東谷団地、櫛野霊園入口、新勝立四丁目）の利用者は、非常に少ない（約0.7人/便）。

上記を踏まえ、大牟田市として廃止は止むを得ないと判断。

（地域協議会での協議の有無や内容）

- ・ 6月30日に開催予定の大牟田市地域公共交通活性化協議会において「上官線21番系統の廃止」に関し協議を行い、その結果について福岡県バス対策協議会へ報告予定。

（申出の時期）

- ・ 令和3年3月26日に西鉄バス大牟田株式会社より、福岡県バス対策協議会へ上官線（21番系統）の廃止の申し出がある。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 廃止予定のバス停の利用者は、1便当たり0.7人程度と非常に少なく、年々利用者が減少してきていることから、運行補助は行わず、9月30日をもって廃止予定。
- ・ 大牟田市より、地元まちづくり協議会に「上官線21番系統の廃止」に関し説明を行い、概ね承諾されている。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 地域及び関係する交通事業者と協議・調整を行い、新たな交通手段を導入するための実証実験を10月1日より実施予定。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- ・ 実証実験を10月1日から開始するにあたり、今後、地元まちづくり協議会や国・県、交通事業者と協議・調整を行う期間を確保する必要があるため。